

繊維技術功績賞表彰規程

（目的）

第 1 条 この規程は、先進的な繊維機械または繊維技術の開発を行い、その功績顕著なるものを表彰し、もって本県繊維産業の技術向上に資することを目的とする。

（表彰）

第 2 条 理事長は次の各号の一つに該当するものを表彰する。

- （１）優れた繊維機械の開発・改良を行いその功績が顕著なもの
- （２）優れた繊維技術研究を行いその功績が顕著なもの
- （３）その他特に表彰に値すると認められるもの

（被表彰者）

第 3 条 被表彰者は、県内の若手・中堅繊維技術者・研究者の個人および団体とする。

（被表彰者の選考）

第 4 条 被表彰者は、福井県繊維技術協会からの推薦に基づき、理事長が決定する。

（表彰）

第 5 条 表彰は、賞状の授与を行い、記念品を贈呈する。